

平成 22 年度第 2 回日本スポーツ少年団常任委員会議事録

日 時 : 平成 22 年 6 月 9 日 (水) 16 時 00 分 ~ 17 時 50 分
場 所 : 岸記念体育会館 102・103 会議室
出 席 者 : 坂本本部長、住谷、宇津木の各副本部長
霜觸、佐藤(眞)、藤沼、岡村、吉田、池ノ内、吉長、藤澤、武田、
野田、菅原、富田、平井、佐藤(高)、長尾の各常任委員
委 任 佐藤副本部長
原、大山、山崎の各常任委員
委員総数 22 名、うち出席 18 名(委任 4 名を含む)
設置規程第 17 条第 3 項により会議成立。
事務局 川島次長、廣崎部長、伊藤課長代理
他青少年スポーツ部員

議事に先立ち、坂本本部長より挨拶があり、その後、坂本本部長を議長として、議事に入った。

< 報告事項 >

1. 平成 22 年度第 1 回日本スポーツ少年団常任委員会の議事録について

議長より資料に基づき報告。これを了承。

2. 平成 22 年度日本スポーツ少年団事業予算について

事務局より資料に基づき、去る 3 月開催の平成 21 年度第 4 回常任委員会および第 2 回委員総会にて承認を得、その後の各種助成金・補助金の内定を受けての最終編成を本部長に一任されていた平成 22 年度日本スポーツ少年団事業予算(実行予算)について説明。これを了承。

3. 第 37 回日独スポーツ少年団同時交流「日本団」の決定について

事務局より資料に基づき、事前研修会を経て 11 グループ、77 名が派遣団員として正式決定し、日本団は団長団 3 名を加え計 80 名(欠員 45 名)となった旨報告。

なお、一昨年度より行っている活動単位制を利用した団員は全国で 10 名いたが、事前研修会におけるプログラムへの取り組み方などにおいて、シニア・リーダー認定者との違いは見られなかった旨併せて報告。

また、ブロック選出の常任委員に対し、派遣団員の確保に向け、リーダーの養成・活用等についてブロック内各道府県へ周知いただくよう依頼した。

今後、日本団はグループごとに事前研修会を実施し、来る 7 月 19 日に東京に集結、結団式を行い、翌 20 日に出発し、8 月 11 日に帰国する旨報告。以上、いずれも了承。

4. スポーツ少年団規程等の改訂について

事務局より資料に基づき、前回常任委員会において協議した内容を踏まえ、改訂の議決機関が明記されていなかった各基準・制度について、議決機関を常任委員会として明記した旨説明。

<改訂の概要>

- ・「日本スポーツ少年団顕彰要綱施行基準」に『9. 本施行基準は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。』、ならびに附則1に『(3) 本施行基準は平成22年4月14日から改訂施行する。』を追加。
- ・「日本スポーツ少年団指導者制度」に『4. 制度の変更』を新たに設け、『本制度は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。』、ならびに附則に『この制度は平成22年4月14日から改訂実施する。』を追加。
- ・「日本スポーツ少年団リーダー制度」に『6. 制度の変更』を新たに設け、『本制度は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。』、ならびに附則に『平成22年4月14日改訂』を追加。

以上、いずれも了承。

5. 専門部会報告およびプロジェクト報告

各専門部会の部会長および事務局より、5月に開催した各部会およびプロジェクトの協議事項について次のとおり報告。

なお、部会の協議事項のうち、本常任委員会で取り上げる報告事項、協議事項については説明を省略した。

【指導育成部会】

富田部会長より次の9点について報告。

- (1) 平成22年度生涯スポーツ功労者表彰について
後の報告事項で報告するため説明は省略。
- (2) 平成22年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について
講師について協議し、指導育成部会長である富田部会長を含む4名に依頼することとした。
- (3) 平成22年度スポーツ少年団認定育成員研修会について
各会場を担当する講師について指導育成部会員を中心に割り当てを行った。
- (4) スポーツ少年団認定育成員資格の新規認定および復活について
9県より推薦があった36名を新規認定した。
また、資格の復活について、1県より1名の申請があり、今年度の研修会参加を条件に認めることとした。
- (5) 平成23年度日本スポーツ少年団事業計画(案)について
協議事項で取り上げるため説明は省略。
- (6) ブロック会議における要望事項について
「認定員の再研修の実施」と「団員登録対象年齢の引き下げ」ならびに「各団における有資格指導者の複数名登録」については、第9次育成計画策定に向けて検討していくこととした。

「スポーツ少年団」「育成母集団」の名称変更については、スポーツ少年団創設 50 周年を機とした変更に向けて検討していくこととした。

「顕彰の指導者表彰枠の増」については、平成 18 年度に改訂しているが、再度、各都道府県の実態を把握した上で、引き続き検討していくこととした。スポーツ少年団指導者全国研究大会における表彰の場の設置については、プログラム進行上の時間的な制約等があるため実施を見送ることとした。スポーツ少年団創設 50 周年に関する意見・要望については、引き続き検討していくこととした。

「登録時期」および「登録用紙へのリーダー資格保有者数の記入欄の新設」については、変更を行う上での課題について協議し、引き続き検討していくこととした。

全国リーダー連絡会において継続的な議論ができるようなプログラムの設定をしてほしいという要望に対しては、リーダー連絡会の趣旨をよく踏まえた上で、プログラム作成にあたり考慮していくこととした。

「スポーツ少年団事業の整理」ならびに「総合型地域スポーツクラブ、教育委員会との関係性」については、いずれも第 9 次育成計画策定に向けて検討していくこととした。

(7) 日本スポーツ少年団指導者協議会運営委員会からの具申について

具申項目の＜日本スポーツ少年団登録規程施行細則を改め、団登録の条件として「有資格指導者が複数いることを原則とする」とする。＞および＜日本スポーツ少年団顕彰・指導者表彰の条件に有資格者（認定員または認定育成員）であることを加える＞については、スポーツ少年団創設 50 周年記念事業功労者表彰および第 9 次育成計画にも関わる内容であることから、引き続き協議していくこととした。

(8) スポーツ少年団創設 50 周年に向けた取り組みについて

本部会担当事項である表彰関係について、過去の周年表彰事業の内容を踏まえ協議し、引き続き実施形態、内容について検討することとした。

(9) 第 9 次育成計画について

第 8 次育成 5 か年計画から継続して取り組む事項と、スポーツ少年団の将来像を踏まえ新たに取り組む事項について協議を行い、引き続き第 9 次育成計画の策定に向け協議することとした。

【広報普及部会】

住谷部会長より次の 6 点について報告。

(1) 平成 22 年度 Sport JUST 編集委員の編成について

Sport JUST 編集委員について、昨年度同様の 7 名を委嘱することとした。

(2) 広報出版物の配布方法について

団員加入促進のための PR リーフレットの配布については、都道府県及び市区町村へアンケートに基づき配布するとともに、各単位団代表指導者宛に送付している Sport JUST に一部同封し、追加送付要望を受け付けたところ、約 3,000 部の要望があった。

このことから、本年度もより多くの要望に応えるため、掲載内容を大きく変えず、予算内でできる限り印刷部数を増やして配布していくこととした。

- (3) ブロック会議における要望事項について
PR リーフレット掲載写真を一部差し替えることとした。
- (4) スポーツ少年団創設 50 周年に向けた取り組みについて
創設 50 周年に向け、スポーツ少年団の 50 年史を作成することとした。具体的な作成内容や体裁については、30 年史を参考に引き続き協議していくこととした。また、記念事業についても、引き続き協議していくこととした。
- (5) 平成 23 年度日本スポーツ少年団事業計画(案)について
協議事項で取り上げるため説明は省略。
- (6) スポーツ少年団の将来像に基づく役割分担について
引き続き第 9 次育成計画の策定に向け協議することとした。

【活動開発部会】

佐藤部会長より次の 8 点について報告。

- (1) 第 37 回日独スポーツ少年団同時交流について
ドイツスポーツユースより、団員として派遣可能な年齢の上限(22 歳)を超える 23 歳の団員を派遣したい旨連絡があり、過去数年間に渡り日本団の受入に積極的に参加していたことなどを考慮し、受入地が了承することを条件に来日を認めることとした。
宮崎県において発生した口蹄疫の影響で同県でのドイツ団受入が極めて困難となったことから、今度の対応について協議した結果、受入については、九州 グループ構成県の大分県、宮崎県、鹿児島県において調整することとした。また、今後、日本団派遣およびドイツ団受入に際し、部会として判断が必要となった場合はその対応を部会長に一任とした。
- (2) 日独スポーツ少年団国際交流協定書について
日独間交流協定の 2012 年以降の継続については、交流期限の前年である 2010 年より両組織間で協議を行うこととなっている。各都道府県に実施したアンケート調査(2012 年以降の「日独スポーツ少年団同時交流」に関する調査)をもとに協定の基本的な方向性について協議した結果、要望の多かった派遣時期については現行の 7 月 20 日訪独を 8 月初めにすること、また、交流期間については 2 週間程度を目途に調整すること、の 2 点をドイツ側に提案することとし、引き続きドイツ側と協議していくことを確認した。
- (3) 平成 23 年度日本スポーツ少年団事業計画(案)について
協議事項で取り上げるため説明は省略。
- (4) ブロック会議における要望事項について
全国スポーツ少年団バレーボール交流大会における指導者の参加要件の 1 つである全国小学生バレーボール指導者講習会受講の必要性については、前回常任委員会での山崎委員からの説明を踏まえ、その必要性が確認されているが、平成 22 年度からは日本体育協会公認スポーツ指導者資格保有者(バレーボールの指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチの 4 資格が対象)は、

同大会の出場にあたり、講習会の受講が免除になることを報告した。

また、他種目に比べて大きい同大会事業規模の見直しについては、女子団員拡大を目的のひとつとして実施に至った経緯を踏まえ、今後、競技別交流大会の種目見直しの際に検討することとした。

日独同時交流における派遣者推薦締切日の延長については、締切日を延長することとし、次回より3月中旬以降を締切日とすることとした。

全日本少年サッカー大会の共催については、日本スポーツ少年団が主催から外れた場合に、スポーツ少年団への登録を大会出場の必須条件としている市町村・県においては、登録数が減少する可能性があるため、継続審議することとした。また、日本サッカー協会に対しては、大会に参加する各チームに対し、スポーツ少年団登録を推奨するよう協力を申し入れすることとした。

(5) 日本スポーツ少年団指導者協議会運営委員会からの具申について

具申項目の「全国スポーツ少年団競技別交流大会に参加する指導者は「有資格者(認定員または認定育成員)であること」」について協議した結果、まず、実態を把握することとし、過去数年の競技別交流大会に参加した指導者の資格保有状況を調査することとした。

(6) スポーツ少年団創設50周年に向けた取り組みについて

担当事項である式典関係を中心に、30周年記念式典等の内容を踏まえ協議し、実施時期、形態、および内容について引き続き検討することとした。今後は、本年末に開催予定の本部会までに大枠を決め、ブロック会議にて意見を伺うこととした。

(7) 第9次育成計画について

第8次育成5か年計画から継続して取り組む事項と、スポーツ少年団の将来像を踏まえ新たに取り組む事項について協議を行い、引き続き第9次育成計画の策定に向け協議することとした。

(8) 全国スポーツ少年団バレーボール交流大会について

開催県の三重県より、例年実施している技術講習会を行う会場を現段階で確保できておらず、代替のプログラムとして講話等を行いたい旨提案があり、その対応について協議した結果、競技別交流大会開催基準要項の範囲内での変更であることから、日本小学生バレーボール連盟の了承を得ることを条件に、これを認めることとした。

また、9月上旬に開催の実行委員会までに実施内容等について、部会としての判断が必要となった場合の対応は部会長に一任とした。

事務局より以下のプロジェクトについて報告。

【青少年スポーツ振興プロジェクト】

(1) 社会教育功労者表彰の推薦について

協議事項で取り上げるため説明は省略。

(2) 青少年スポーツ振興プロジェクトメンバーについて

去る3月11日開催の平成21年度第2回委員総会における、現場の意見をより反映することを目的とした本プロジェクトメンバーの増員要望について検討

した結果、同プロジェクトは各専門部会において検討された日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業の取り組み方策、「スポーツ少年団の将来像」具体策の方針、次期育成計画の方針など重要事項に関して、副本部長及び各専門部会長との意見交換や調整を図る場として位置づけられていることから、これまで同様、都道府県からの意見・要望等については、各専門部会、常任委員会において聴取した上で事業に反映させていくこととし、メンバーの増員は行わないこととした。

【スポーツ安全対策プロジェクト】

(1) 2011 年ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラムについて

例年、本フォーラムを開催している 1 月下旬から 2 月上旬は、スポーツ少年団の各種大会が開催されていることから、次回のフォーラムについては、12 月開催とし、会場選定を行うこととした。

また、テーマは「科学的で安全なジュニア期のスポーツ指導」とした。

【リーダー養成ワーキンググループ】

(1) 平成 22 年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について

本年度改訂したジュニア・リーダースクールテキストの活用方法をはじめ、「ジュニア・リーダーをどのように育成するか」をテーマとして、今年度事業のプログラム及び事前アンケートの内容について協議し、事業開催に向けて準備を進めていくこととした。

(2) 平成 22 年度シニア・リーダースクールについて

本年度のシニア・リーダースクールについて、講師および運営リーダーによる事前打ち合わせ会議を行った上で、プログラムの運営方法や講師の役割分担など、開催に向けた準備を進めていくこととした。

以上の活動開発部会からの報告に対し、野田委員より全国バレーボール交流大会の指導者の参加条件において、研修会受講を必要とする理由について質問があった。

これに対し、佐藤活動開発部会長より、前回常任委員会において山崎委員より研修会の必要性について説明があり、研修会受講を参加条件のひとつとすることは、同会です済みであると認識しており、活動開発部会において改めてその必要性については協議していない旨回答。

また、事務局より、日本スポーツ少年団と日本小学生バレーボール連盟との共催で全国大会を開催する条件として、参加指導者の研修会受講を条件としている旨説明。

吉長委員より、第 8 回大会の指導者の参加条件として、「研修会受講または日本体育協会公認スポーツ資格（バレーボールの指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチの 4 資格）の保有」の旨、開催要項に記載されるのか質問があり、事務局よりそのとおりである旨回答。

吉田委員より、スポーツ少年団運営費として使われている登録料 30%の内容について質問があった。

事務局より、担当職員および総務・会計といった管理部門職員の人件費や会館維持管理費など、日本体育協会の運営のために利用している旨回答。また、使用先・金額などの具体的な算出は現段階では困難であるが、日本体育協会の公益財団法人への移行に伴い、予算配分を明確にする必要があることから、追って示すことが可能になる旨併せて説明。

吉田委員より、日本スポーツ少年団副本部長の選任方法について質問があり、事務局より、副本部長 3 名のうち 2 名は、東地区・西地区より 1 名ずつ選出され、もう 1 名は学識経験者より選出される旨説明。また、ローテーションなどによる 1 期での交代ではなく一定期間務めていただき、1 年の間に数多く行われる各種大会・事業に出席でき、かつ都道府県副本部長であることが最低限の条件となる旨説明。

藤澤委員より、ブロック会議における要望への対応策について、文書にて回答して欲しい旨要望があり、事務局より、追ってブロック選出の常任委員宛に回答内容を記載した文書を配布する旨回答。

以上、専門部会・プロジェクト報告を了承。

6. ブロック報告

武田委員より、本年度日独同時交流の九州 グループにおけるドイツ団の受入については、宮崎県・大分県・鹿児島県の 3 県が受入県となっているが、宮崎県で発生した口蹄疫の影響により、宮崎県で予定していた日程は全て鹿児島県で受け入れることとし、大分県・鹿児島県の 2 県において受入の準備を進めている旨報告。

藤沼委員より、去る 6 月 3 日開催の関東ブロックスポーツ少年団連絡会において協議された以下 3 点について報告。

競技別交流大会の充実に向け、中学生団員の増を目的として、これまでスポーツ少年団の大会として認めていなかった関東ブロック実施の中学生野球大会について協議し、公認の大会とした。また、現在 8 都県のうち 2 都県が不参加であるが、条件が整い次第、大会に参加していくことで合意。

日独同時交流について、関東ブロックは、関東 ・ と 2 つのグループに分かれて参加しているが、団員・指導者数の減少が問題となっている。各県本部長で協議し、今まで参加していなかった東京・神奈川についても、長期スパンで参加に向けて調整を図っていくことで合意。

スポーツ少年団の将来像の中において掲げられている「幼児の参加」については、日本スポーツ少年団の対応を待っている段階であるが、もし、関東の中よりモデル県を指定してもらえれば、積極的に協力していきたい。

7. その他

(1) 生涯スポーツ功労者の推薦について

事務局より資料に基づき、生涯スポーツ功労者の文部科学省への推薦について、

ブロック持ち回りの5当該県より推薦があり、指導育成部会の審査を経て9名を推薦する旨報告。

なお、和歌山県については推薦条件を満たす候補者がいなかったことから、1名のみを推薦となった旨併せ報告。これを了承。

<議案>

1. 平成22年度第1回日本スポーツ少年団委員総会の開催について

事務局より、明日開催の第1回委員総会について資料に沿って取り進めたい旨諮り、これを承認。

また、去る平成22年3月11日開催の平成21年度第2回委員総会における情報交換会の実施要望を受け、明日の委員総会后に委員による情報交換会の実施について諮り、これを承認。

なお、情報交換会の実施内容(都道府県スポーツ少年団における各種取り組み、スポーツ少年団創設50周年記念事業)および実施形式(例年のスクール形式から口の字形式により実施)について併せて諮り、これを承認。

2. 平成21年度日本スポーツ少年団事業報告および決算(案)について

事務局より資料に基づき説明。原案通り承認。明日の委員総会に諮ることとした。

3. 平成23年度日本スポーツ少年団事業計画(案)および要望予算の編成について

事務局より資料に基づき、各専門部会で検討し、最終的に取りまとめた事業計画案について説明。これを承認。

なお、要望予算の編成については、本事業計画案が明日の委員総会で承認を得た後に予算編成作業に入るため、その取りまとめは坂本本部長に一任願うことで、委員総会へ諮ることとした。

4. 平成22年度日本スポーツ少年団顕彰について

事務局より資料に基づき、日本スポーツ少年団顕彰要綱・同施行基準により各都道府県から候補として推薦のあった35都道府県67市町村スポーツ少年団及び45都道府県165名の指導者について、いずれも資格条件を満たしており6月9日付をもって表彰したい旨説明。

また、退任指導者に対する感謝状の贈呈については、従来同様各都道府県スポーツ少年団本部長に一任し、年度末に一括報告願う形態をとりたい旨説明。いずれも承認。

なお、表彰市区町村および指導者については、明日10日開催の第1回委員総会に報告するとともに、「Sport JUST」7月号へ掲載する旨説明。

5. スポーツ少年団登録規程の改訂について

事務局より資料に基づき、改訂の議決機関が明記されていない「スポーツ少年団登録規程」について、改訂の議決機関を常任委員会としたい旨諮り、また、承認の上は下記のとおり規程に明記したい旨併せて諮り、いずれも承認。

<改訂の概要>

- ・「スポーツ少年団登録規程」に『8. 本規程は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。』、ならびに附則3に『この規程は平成22年6月9日から改訂施行する。』を追加。

6. 社会教育功労者表彰の推薦について

事務局より、社会教育功労者表彰の推薦については、例年7月上旬に文部科学省より候補者の推薦依頼があるが、推薦締切日前に常任委員会にて諮ることができないため、あらかじめ諮りたい旨説明。

候補者選考については、本日開催の平成22年度第1回青少年スポーツ振興プロジェクトにおいて、文部科学省の表彰要項ならびに候補者推薦要項、日本スポーツ少年団の推薦基準に基づき協議した結果、住谷副本部長を推薦候補者とした。

については、文部科学省からの推薦依頼後、住谷副本部長を推薦したい旨諮り、これを承認。

7. その他

(1) 第33回全国スポーツ少年団剣道交流大会の開催について

(2) 第8回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の開催について

事務局より、明年3月に兵庫県で開催される第33回剣道交流大会、三重県で開催される第8回バレーボール交流大会について、各大会の実施要項案が、今後9月から10月に行われる実行委員会にて審議されるため、次回常任委員会での議を経て各都道府県へ通知する手順では参加者の募集等に影響が出ることから、実行委員会に出席予定の副本部長に一任願い、その後各都道府県へ通知した上で、次回常任委員会に報告したい旨諮り、これを承認。

(3) その他

吉田委員より、平成23年度に岐阜県にて開催予定となっている第49回全国スポーツ少年団大会について、開会式を世界生活文化センターにて行い、その他活動・宿泊を国立乗鞍青少年交流の家にて行う予定である旨報告。

藤澤委員より、香川県における団登録の問題として、各小学校区で団編成をすることが基本であるが、ある競技団体では少子化の流れの中で、隣接する学区を含めて編成することを認めるなど段階的に規制を緩和し、この度、学区を越えて団編成することを認めた旨報告。これは、既存の団がある中では、上手な子を自団に入れようとする引き抜き行為につながるものであり、日本スポーツ少年団においてその対応を検討してほしい旨要望があった。

事務局より、各地域・競技団体により状況が様々であることから、団登録の問題に対し一概に方向性を指し示すことは困難であるが、専門部会において慎重に検討していきたい旨回答。

以上、協議し17時50分閉会。